



最高裁秘書第5223号

平成30年1月9日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成29年12月14日付け（同月18日受付，最高裁秘書第5039号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

火山の噴火に対して，裁判所の庁舎がどのような対策を取っているのかが分かる文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。

